

## 公益財団法人福島県スポーツ協会表彰規程

第1条 この規程は、定款第4条第10号の規程に基づき、表彰に関し必要な事項を定める。

第2条 表彰の区分および対象者は、次の通りとする。

(1) スポーツ功労賞

多年にわたり、本協会の運営ならびに事業遂行に貢献し、本県スポーツの振興に功績のあった者。

(2) 優秀選手賞（個人・団体）

本県を代表して、全国大会に出場し、優れた成績をおさめた者および国際大会に出場した者。

(3) 優秀指導者賞

優秀選手の育成に直接貢献した者。

(4) 社会体育優良団体賞

多年にわたり、本県の地域スポーツ振興に功績のあった団体。

(5) 特別賞

国民体育大会や国際大会において、活躍が顕著な者。

(6) その他

公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会に関する表彰については、別途公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会が定めている表彰基準により推薦があった者を選考の対象とする。

第3条 本協会加盟団体長は、定められた期日までに、所定の様式により直接本協会会長に、候補者を推薦するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、スポーツ功労賞候補者のうち、市町村体育・スポーツ協会が推薦する者については、当該市町村体育・スポーツ協会地域連合会（いわき市については、いわき市体育協会）で協議のうえ、本協会会長に推薦するものとする。

3 スポーツ功労賞候補者については、本協会会長も推薦することができるものとする。

4 特別賞は、表彰者選考委員会の議により、本協会会長に推薦するものとする。

第4条 表彰者は、本協会表彰者選考委員会の議を経て、理事会において決定する。

2 表彰者選考委員会の委員の構成は次のとおりとする。

専務理事	1名
競技団体選出理事	5名
市町村体育・スポーツ協会選出理事	5名
学校体育団体選出理事	1名
会長が推薦する学識経験者選出理事	2名

第5条 表彰は、毎年1回これを行う。

第6条 スポーツ功労賞、社会体育優良団体賞、特別賞の表彰者には表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

2 優秀選手賞、優秀指導者賞の表彰者には表彰状を授与する。

第7条 表彰者選考基準については、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

平成25年 6月11日 制定

平成27年 4月 1日 一部改正、平成27年度の表彰より適用する。

令和 4年 4月 1日 一部改正

## 表彰者選考基準

### 1. スポーツ功労賞

- (1) 10年以上にわたり、本協会の役員として、本協会の運営ならびに事業遂行に貢献した者。
- (2) 10年以上にわたり、加盟団体の役員として、団体の発展に貢献した者。
- (3) 長年にわたり、加盟団体に所属し、団体の発展および地域住民のスポーツ振興に特に功績のあった者。
- (4) (1)、(2)、(3)を含めて、次の条件を満たすものとする。
  - ① 年齢は、55歳以上とする。
  - ② 単に加盟団体の名目的役職の地位にある者、および現職教員は対象外とする。

### 2. 優秀選手賞

- (1) 全国大会優勝またはこれに準ずる成績を収めた者。
  - ① 全国大会とは次の大会をいう。
    - ア. 国民体育大会
    - イ. 全日本選手権大会
    - ウ. 全国高等学校総合体育大会
    - エ. 全国中学校体育大会
    - オ. 別表に定めた大会
    - カ. その他、本協会会長が認めた大会
  - ② 準ずる成績とは、次の場合をいう。
    - ア. 個人競技の場合 第2、3位
    - イ. 団体競技の場合 第2、3、4位
- (2) 日本新記録（日本最高記録、高校新記録、中学新記録を含む。）を樹立した者。
- (3) 日本を代表して国際大会に出場した者。  
国際大会とは、次の大会をいう。
  - ア. オリンピック競技大会
  - イ. 世界選手権大会
  - ウ. ア～イと同等の大会

### 3. 優秀指導者賞

- (1) 個人競技の場合  
2の(1)～(3)に該当する選手の育成に直接貢献し、かつ全国大会において、3名以上入賞させた実績をもつ者。
- (2) 団体競技の場合
  - ① 2の(1)～(3)に該当するチームの育成に直接貢献した者。
  - ② 全国大会において、8位以内に3回以上入賞させた実績をもつ者。

### 4. 社会体育優良団体賞

- (1) スポーツクラブ
  - ① 地域および職域のスポーツクラブであること。
  - ② クラブの会員は自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10人以上であること。
  - ③ クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること。（活動日数は、週1回、年5.0回程度とする。）
  - ④ クラブの活動が、その地域又は職場のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。
  - ⑤ 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。
- (2) スポーツクラブ以外の団体
  - ① 地域および職域の団体であること。
  - ② 組織的に社会体育活動を行っていること。

- ③ 当該団体内において社会体育があまねく普及していること。
- ④ 当該団体の行う社会体育活動がその地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進し、その生活を明るく豊かにするために貢献していること。
- ⑤ 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

5. 特別賞

(1) 優秀選手

2の(1)～(3)に該当する選手の中で、活躍が顕著なもの。

(2) 優秀指導者

3の(1)、(2)に該当する指導者の中で、指導実績が顕著なもの。

(3) 優秀加盟団体

国民体育大会の競技別優勝およびそれに相当する成績を収めるなど、活躍が顕著な団体。

6. 受賞の回数制限については次の通りとする。

(1) スポーツ功労賞、社会体育優良団体賞については、それぞれ1回とする。

(2) 優秀選手賞、優秀指導者賞、特別賞については重賞を妨げない。

(3) (1)、(2)にかかわらず、異なった受賞であれば重賞を妨げない。

7. 候補者の推薦数については、別に定める。

附 則

平成25年 6月11日 制定

令和 2年10月29日 一部改正、令和3年度の表彰より適用する。

表彰者選考基準細則

1. スポーツ功労賞

- (1) 表彰者選考基準1-(1)に定める本協会の役員とは、理事・監事とする。
- (2) 表彰者選考基準1-(2)に定める加盟団体の役員とは、スポーツ少年団を含み、会長・副会長・理事長・副理事長とする。
- (3) 表彰者選考基準1-(3)に定める功績のあった者とは、表彰者選考基準1-(2)に定める役員以外で加盟団体に所属し、長年にわたり団体の運営や競技力の向上等に尽力し、その功績が顕著な者とする。この場合長年とは、おおむね20年程度とする。
- (4) 現職教員の在職中の功績は退職後に引継がれる。

2. 優秀選手賞

- (1) 表彰者選考基準2-(1)-①-カにより推薦する場合は、全国を統轄する競技種目団体の主催する大会とし、大会要項の写しを添付するものとする。
- (2) 表彰者選考基準2-(3)-ウに定めるア～イと同等の大会とは、ユニバーシアード・ジュニア世界選手権大会・アジア大会等とする。
- (3) 陸上競技および水泳のリレー種目は、団体表彰とする。

3. 候補者の推薦数は、別表による。

別表

表彰の区分		推薦団体名		加盟 競技団体	市町村 体育協会 地域連合会	中学校 体育連盟	高等学校 体育連盟
1	スポーツ功労賞			1	2		
2	優秀選手賞		個人競技	※		※	※
			団体競技	※		※	※
3	優秀指導者賞			※		※	※
4	社会体育 優良団体賞	スポーツクラブ		1	1		
		スポーツ クラブ以外 の団体	地域	1	1		
			職域	1	1		
5	特別賞		表彰者選考委員会にて推薦				
(注)							
1. ※は、表彰者選考基準に該当するものとし、推薦数は制限しない。							
2. 地域連合会がスポーツ功労賞候補者を2名推薦する場合は、順位を付すこと。							

4. 表彰状は、別紙様式のとおりとする。

附 則

平成25年6月11日 制定  
 平成27年4月 1日 一部改正  
 平成29年5月30日 一部改正